

番 号	2陳情第4号 (まちづくり環境委員会付託)
受理年月日	令和2年2月25日
件 名	種苗法改定について
提 出 者	三鷹市在住 渋井 陽子
要 旨	
<p>(陳情の趣旨)</p> <p>令和2年1月20日から開催されている通常国会で、種苗法改定案が審議されます。種苗法は品種登録をした者の権利「知的財産権」を守る法律です。</p> <p>今回の「種苗法の一部を改正する法律案の概要」には、農家の自家採種、増殖を有料の許諾制にすることが明記されています。農水省によると適用されるのは登録品種であり、非登録品種は引き続き自家増殖できるとのことでしたが、種子法廃止の平成30年4月の翌月には、自家増殖「原則容認」から「原則禁止」に180度転換する方針が示されました。</p> <p>この改定案が導入されると、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利が著しく制限されると同時に、許諾手続や費用、種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える多数の小規模農家にとって、大きな負担がかかることとなります。しかも違反した農家は共謀罪の対象となり、10年以下の懲役と1,000万円以下の罰金を払わなければいけません。さらに品種登録は早い者勝ちで、種子企業が先に品種登録したことを知らずに自家増殖すれば特許侵害となり、損害賠償を請求されることにもなります。</p> <p>新しい品種を登録をするには数百万か数千万円の費用と、年間の維持費も数万円要するとのことで、現実的に企業しか新しい品種の登録はできなくなるのではないのでしょうか。</p> <p>これらのことから、将来的に日本の農家の経営を圧迫し、地域の農業の衰退や企業による種子の独占により農家が守ってきた多種多様の種の消失につながると危惧します。</p> <p>実際に種子法廃止と自家増殖禁止の両方を導入した国ではさまざまな問題が起きていて、例えばイラクでは、グローバル企業に次々に在来種の種子を品種登録し農民</p>	

は主食の種まで企業から高い値段で買うしかなくなり、食の主権を失ったという事例があります。

日本も同じ道をたどるなら、農家の負担がふえ、種の多くは企業に占有され、米なども高騰し消費者の命に直結する食生活に大きな影響があるのではないのでしょうか。

このように、日本の農業や消費者の権利より企業の権利を守るための種苗法改定に反対します。

(陳情事項)

1 地域農業、農家や消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保できるよう国に対し、農家の権利を制限する「種苗法改定」を取り下げるよう意見書を提出し働きかけて下さい。

2 「種苗法改定」に対して都の条例で対抗できるように、都に対して働きかけて下さい。

以上よろしくお願ひ申し上げます。